

「大平洋金属株式会社及びグループ会社」企業行動基準

平成19年4月20日制定

平成20年1月11日改定

本「企業行動基準」は、当社及びグループ会社の企業活動の中で「企業倫理規範」を具体化し日々の業務活動で実践すべき事項を定めるものである。当社及びグループ会社の役員・従業員は業務遂行にあたり本「企業行動基準」を遵守するものとする。

第1 社会との関係について

1. 法令の遵守について

当社および役員・従業員は、金融商品取引法(インサイダー取引)、政治資金規正法、公職選挙法および贈収賄等をめぐる禁止法令等の遵守は勿論のことコンプライアンス並びに社会的規範、社会的良識に基づいて行動いたします。

2. 地域貢献に関すること

地域社会との密接な連携と協調を図り、良好な関係を維持いたします。

3. 地球環境の保全について

地球環境を保護するための条約・法令等を遵守し、環境保全に努力するとともに、省エネルギーを推進し、廃棄物の減量、リサイクルを促進いたします。

4. 社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力との絶縁について

社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。

(1) 反社会的勢力に対して、金銭を支払う等の安易な対応をしない。

(2) 反社会的勢力の一般取引を仮装しての進出に十分注意をする。

5. 情報の開示について

企業秘密や契約上秘密保持義務を負っている情報を除き、株主、投資家等に対して、当社の財務内容、事業活動状況、経営計画等を、関係法令に基づく外、必要により適時開示いたします。

第2 事業活動について

1. 有用な製品の提供について

当社が提供する製品が社会から必要とされるものであることが、当社存立の基盤であり、この基盤を強固なものとするため、製品開発や製造技術の向上に努めます。

(1) 需要家との関係

需要家のニーズにあった高品質の製品を提供いたします。

(2) 関係法令の遵守

製造物責任法等関係法令を遵守し、安全な製品を提供いたします。

2. 取引先・関係先との健全で良好な関係について

取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを厳に戒めていきます。

役員・従業員は、社会から誤解や不名誉な評価を受けることがないように、正しい判断と節度ある行動をとらなければなりません。

(1) 販売先との関係

販売先に対する接待や贈答については、社会的常識の範囲内で行わなければなりません。常識の範囲を超えるものは辞退、返却しなければなりません。また、個人的なリベートやコミッション等の便宜の授受はしてはいけません。

(2) 購入先との関係

購入先の選定にあたっては、価格、品質、納期等合理的な基準（経済合理性）に基づいて行います。購入先からの接待や贈答は、社会的常識の範囲内といたします。常識の範囲を超えるものは、辞退、返却をしなければなりません。

(3) 関係会社・協力会社等との関係

関係会社（子会社、関連会社）や協力会社等との取引は、第三者との公正で透明な競争の取引条件と比較して、不当な・特別優遇な取扱をいたしません。また、接待や贈答については原則禁止いたします。

3. 公正、透明で自由な競争の維持促進について

事業活動にあたり日本国内はもとより諸外国の独占禁止法を守っていきます。さらに、購入・受注部門においてもその優越的地位を利用して取引先に不公正な取引を強要する行為等はいたしません。

(1) 独占禁止法の遵守

独占禁止法の遵守の徹底を図ります。

(2) 下請法の遵守

下請法の遵守の徹底を図ります。

4. 知的財産権の保護について

知的財産権は、経済社会において価値を生み出すもとであり、会社の存続にも係るものであります。役員・従業員は、当社の知的財産権の創造と保護を行なわなくてはなりません。また、他人・他社の知的財産権を不当に侵害してはなりません。

(1) 当社の企業秘密の取り扱い

当社の企業秘密が、文書に限らず、電子媒体や物品自体、その他口頭によって伝達され、社外に漏洩しないよう厳重に管理いたします。

企業秘密の開示は業務目的以外では行いません。

(2) 他社の知的財産権の取り扱い

他人・他社の知的財産権について、自社のものと同様に尊重します。

第3 会社と従業員との関係について

1. 従業員の人格・個性の尊重について

従業員の人格や個性を尊重した、人事制度や労働条件の維持向上に努めます。

2. プライバシーの尊重について

従業員のプライバシーを尊重し、個人情報保護法の主旨に従い、取扱は慎重かつ細心の注意を払い、その適正な管理に努めます。

3. 基本的人権の尊重と差別的取り扱いの禁止について

人種、信条、性別等の差異を理由とした差別を受けない健全な職場環境を確保します。

4. 安全で健康的な職場環境の確保について

各種労働関係法令等の趣旨を尊重し、安全で健康的な職場環境を維持できるよう努めます。

この「企業行動基準」の制定・変更・廃止は、取締役会の決議によるものとする。
年に一回以上内容の見直しを内部統制委員会にて行うものとする。

以 上